

令和7年11月14日（金）、11月15日（土）の計2日間、「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第39号線」（以下、補助第39号線）に関する都市計画素案についての説明会を開催しました。

主なご質問の要旨とそれに対する回答について、以下に記載いたします。

【都市計画等に関する内容】

Q1 都市計画変更の告示はどのように周知されるのか。

A1

東京都公報で行います。

Q2 都市計画決定までのスケジュールは。

A2

今回の説明会での皆様からのご意見などを参考にして、今後、都市計画変更案を作成し、公告・縦覧を行います。この縦覧を行っている間、ご意見がある方は意見書を提出することができます。

その後、都市計画審議会において審議され、その議決を経て、都市計画変更の決定・告示となります。都市計画変更素案説明会から都市計画変更の決定・告示まで、一般的に約半年から1年かかります。

Q3 必要性の検証項目について具体的にどのような検証が行われたか知りたい。

A3

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、未着手の都市計画道路を対象に15の検証項目に照らして「将来都市計画道路ネットワークの検証」を実施した結果、補助第39号線は「延焼遮断帯の形成」の観点で必要性を確認しました。

補助第39号線を必要と評価した「延焼遮断帯の形成」について、令和6年度末に改定された「防災都市づくり推進計画 基本方針」において、当該路線は延焼遮断帯としての設定がなくなりました。

Q 4 補助第 39 号線の廃止理由を知りたい。

A 4

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、補助第 39 号線は都県境で隣接する川崎市と都市計画の不整合が生じていることから、道路ネットワークの在り方などについて検討・調整が必要なため、計画内容を再検討することとしました。

一方で、川崎市側の都市計画道路については、平成 30 年 3 月に川崎市が策定した「都市計画道路網の見直し方針の改定」で都県境に計画されている都市計画道路が廃止候補に位置付けられました。

また、補助第 39 号線は「延焼遮断帯の形成」の観点から、必要性が確認されていましたが、令和 6 年度末に改定された「防災都市づくり推進計画基本方針」において、当該路線は延焼遮断帯としての設定がなくなりました。

以上の検討・調整を踏まえ、補助第 39 号線の都市計画素案を取りまとめました。

Q 5 川崎市と東京都を橋梁で繋げる計画があったのか。

A 5

既定の川崎市側の都市計画道路は、多摩川の都県境まで延びている一方で、東京都側の都市計画道路である補助第 39 号線と繋がっていません。

このように都市計画に不整合が生じていることから、計画内容を再検討することとし、補助第 39 号線の一部区間を廃止することとしました。

Q 6 補助第 39 号線のうち今回廃止する区間以外の計画はどのようなになるのか。

A 6

今回廃止する区間以外の都市計画は変更しません。

Q 7 廃止した場合、現道はこのままなのか。

A 7

今回廃止する区間については、道路は現状のままとなります。

【建築制限等に関する内容】

Q 1 都市計画変更後に建築制限は解除されるのか。

A 1

現在、都市計画法第 53 条（建築の許可）及び第 54 条（許可の基準）に基づき、都市計画の区域内において建築する場合、建築物の階数、高さおよび構造等について建築制限がかけられています。

今回お示した素案の内容で都市計画決定・告示されると、今回廃止する区間については、都市計画法 53 条及び 54 条による建築制限がなくなります。